

消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用について

消防用設備等の着工届並びに設置届及び消防検査については、消防用設備等を新たに設置する場合及び既存の消防用設備等の増設、改造等を行う場合を対象としているが、当該消防用設備等に係る工事の区分、内容等に応じ、次のとおり運用する。

1 消防用設備等の着工届について

法第 17 条の 14 の規定に基づく消防用設備等の着工届は、第 1 表の 1 から 5 までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、第 1 表の 2 から 4 までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、第 2 表に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取扱うことにより、着工届を要しないことができる。（軽微な工事又は第 1 表の 6 に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。）

- (1) 令第 36 条の 2 第 1 項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。
- (2) 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等）及び現場の状況を補足する写真（工事前・工事後）、試験データ等を作成・整備し、明石市消防局予防課に提出すること。
- (3) 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第 31 条の 6 第 3 項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、立入検査時等に提示できるようにしておくこと。

2 消防用設備等の設置届及び消防検査について

法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づく消防用設備等の設置届及び消防検査は、第 1 表の 1 から 5 までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、第 1 表の 2 から 4 までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、第 2 表に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取扱うことができる。

- (1) 軽微な工事であっても、設置届を省略することはできないものであること。
- (2) 軽微な工事に係る消防検査については、設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する着工届出時に必要な添付書類の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略することができること（当該軽微な工事又は第 1 表の 6 に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。）。

3 運用上の留意事項について

前 1 及び 2 により運用するにあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 消防用設備等に係る軽微な工事については、甲種消防設備士により適切な工事が行われていることを前提に着工届及び消防検査の簡素化を図ったものであること。
- (2) 消防用設備等に係る軽微な工事の範囲については、第 2 表に掲げるとおりであるが、これらに該当するか否か判断が難しいものにあつては、事前に消防局に相談、協議すること。

第1表

消防用設備等に係る工事の区分

番号	内 容		区分
1	新設	防火対象物（新築のものを含む。）に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。	工事
2	増設	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。	工事
3	移設	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。	工事
4	取替え	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。	工事
5	改造	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。	工事
6	補修	防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。	工事
7	撤去	防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。	整備

第2表

軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	①消火栓箱 →2基以下で既設と同種類のものに限る。 →加圧送水装置等の性能（吐水量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	①消火栓箱 →同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	①ヘッド →5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 →加圧送水装置等の性能（吐水量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ②補助散水栓箱 →2個以下で既設と同種類のものに限る。	①ヘッド →5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ②補助散水栓箱 →同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	①ヘッド →既設と同種類のもの →1の選択弁において5個以内 →加圧送水装置等の性能（吐水量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド →1の選択弁において2個以内 ②手動起動装置 →同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品

泡消火設備	①ヘッド →既設と同種類のもの →1の選択弁において5個以内 →加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド →1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ②手動起動装置 →同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る） →既設と同種類のもの →5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ②ノズル →既設と同種類のもの →5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③移動式の消火設備 →既設と同種類のもの →同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器 起動用ガス容器、操作管 手動起動装置、火災感知器 放出表示灯、スピーカー ダンパー閉鎖（復旧）装置 →既設と同種類のもの →同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る） →5個以下で放射区域の変更のない範囲 ②ノズル →5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③移動式の消火設備 →同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器 起動用ガス容器、操作管 手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	すべての構成部品 →放射区画に変更のないものに限る。
自動火災報知設備	①感知器 →既設と同種類のもの →10個以下 ②発信機、ベル、表示灯 →既設と同種類のもの →同一警戒区域内に限る。	①感知器 →10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ②発信機、ベル、表示灯 →同一警戒区域内に限る。	①感知器 →10個以下 ②受信機、中継器 →7回線を超えるものを除く。 ③発信機、ベル、表示灯
ガス漏れ火災警報設備	①検知器 →既設と同種類のもの →5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	①検知器 →5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	受信機を除く。
避難器具 （金属製避難はしご（固定式のものに限る。）） （救助袋）（緩降機）	①本体・取付金具 →同一階に限る。 →設置時と同じ施工方法に限る		①標識 ②本体・取付金具 →設置時と同じ施工方法に限る。
動力消防ポンプ	該当なし	該当なし	該当なし
漏電火災警報器	該当なし	該当なし	該当なし
非常ベル 自動式サイレン	ベル、サイレン、起動装置、表示灯 ・既設と同種類のもの ・各2個以下	ベル、サイレン、起動装置、表示灯 ・各2個以下	ベル、サイレン、起動装置、表示灯 ・既設と同種類のもの ・各2個以下
放送設備	スピーカー ・既設と同種類のものでアンプ性能に支障のない場合に限る ・同一報知区域に限る ・5個以下	スピーカー ・同一報知区域内でアンプ性能に支障のない場合に限る ・5個以下	スピーカー ・既設と同種類のものでアンプ性能に支障のない場合に限る ・5個以下

避難はしご (固定式の金属製避難はしごを除く)	該当なし	該当なし	標識 本体、取付金具 ・既設と同種類のもの ・設置時と同じ施工方法に限る
すべり台	該当なし	該当なし	該当なし
避難橋 その他の避難器具	該当なし	該当なし	該当なし
誘導灯	本体 ・避難通路、避難口の変更を伴わない場合又は査察員が現場確認している場合に限る ・3個以下	本体 ・避難通路、避難口の変更を伴わない場合又は査察員が現場確認している場合に限る ・3個以下	本体 ・既設と同じ性能、設置状況に限る
排煙設備	該当なし	該当なし	該当なし
非常コンセント設備	該当なし	該当なし	コンセント、保護箱 ・既設と同種類のもの
無線通信補助設備	該当なし	該当なし	該当なし
連結散水設備	該当なし	該当なし	すべての構成部品 ・既設と同種類のもの
連結送水管	該当なし	該当なし	加圧送水装置、減圧弁等圧力調整装置及び起動装置を除くすべての構成部品 ・既設と同種類のもの

1 増設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。

2 移設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

3 取替え

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。